

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状（平成19年4月1日現在）

区分	公務員				民間			A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (千円)	平均給与月額 (千円) A	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (千円) B	
山北町	54.4 歳	11 人	263.4	302.3	—	—	—	—
うち清掃職員	52.3 歳	2 人	—	—	廃棄物処理 業従業員	43.3 歳	299.8	—
うち学校給食員	53.9 歳	6 人	246.0	275.0	調理士	38.9 歳	278.5	0.98
うち用務員	57.7 歳	1 人	—	—	用務員	53.9 歳	227.2	—
その他	56.2 歳	2 人	—	—	—	—	—	—

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

2 基本的な考え方

技能労務職については退職者不補充としており、新規の採用は行っていない。

給与面では、国や県における同じ職種に従事する職員の給与等を考慮し、適正な運用に努める。

3 具体的な取組内容

給料表は行政職給料表(二)を適用。

給与構造見直しにより、平成18年度に給料水準を平均1.1%引き下げた。

4 その他

清掃職員、用務員については職員の退職等に伴い、順次、民間委託や臨時職員対応としていく。

学校給食員については、学校統廃合の結論を待ってからの調整とする。